

令和7年度 沖縄県最低賃金		
●地域別最低賃金		時間額 1,023 円
	令和7年 12 月 1 日～	
●特定(産業別)最低賃金		
※ 令和7年度は【新聞業】、【自動車(新車)小売業】、 【各種商品小売業】、【糖類製造業】は、改正がありませんでした。 このため令和7年 12 月 1 日から地域別最低賃金が適用されます。		